

章	現 行	改 定	備 考								
第 1 章 総則 P17	<p>5) 検査員は、修補の必要があると認められた場合には、<u>請負人に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</u></p> <p>表-1 排出ガス対策型機械 (一般)</p> <table border="1" data-bbox="311 422 1418 1472"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクターショベル (車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機 (可搬式) ・ 空気圧縮機 (可搬式) ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの; 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、杭打ち用ウォータージェット、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイルクレーン、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン ・ アスファルトフィニッシャー ・ モーターグレーダ、除雪グレーダ </td> <td> ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5 k w 以上 260 k w 以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・「<u>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (通称オフロード法)</u>」の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・<u>排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</u></p>	機 種	備 考	一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクターショベル (車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機 (可搬式) ・ 空気圧縮機 (可搬式) ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの; 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、杭打ち用ウォータージェット、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイルクレーン、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン ・ アスファルトフィニッシャー ・ モーターグレーダ、除雪グレーダ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5 k w 以上 260 k w 以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>5) 検査員は、修補の必要があると認められた場合には、<u>札幌市工事施行規定第 33 条 (工事の検査報告等) の規程を準用するものとする。</u></p> <p>表-1 排出ガス対策型機械 (一般)</p> <table border="1" data-bbox="1558 422 2665 1472"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクターショベル (車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機 (可搬式) ・ 空気圧縮機 (可搬式) ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの; 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、杭打ち用ウォータージェット、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイルクレーン、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン ・ アスファルトフィニッシャー ・ モーターグレーダ、除雪グレーダ </td> <td> ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5 k w 以上 260 k w 以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>下線部の削除</u></p>	機 種	備 考	一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクターショベル (車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機 (可搬式) ・ 空気圧縮機 (可搬式) ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの; 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、杭打ち用ウォータージェット、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイルクレーン、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン ・ アスファルトフィニッシャー ・ モーターグレーダ、除雪グレーダ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5 k w 以上 260 k w 以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	土木工事標準仕様書に合わせて改定
機 種	備 考										
一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクターショベル (車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機 (可搬式) ・ 空気圧縮機 (可搬式) ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの; 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、杭打ち用ウォータージェット、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイルクレーン、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン ・ アスファルトフィニッシャー ・ モーターグレーダ、除雪グレーダ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5 k w 以上 260 k w 以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。										
機 種	備 考										
一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクターショベル (車輪式) ・ ブルドーザ ・ 発動発電機 (可搬式) ・ 空気圧縮機 (可搬式) ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの; 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、杭打ち用ウォータージェット、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイルクレーン、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン ・ アスファルトフィニッシャー ・ モーターグレーダ、除雪グレーダ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5 k w 以上 260 k w 以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。										

章	現 行	改 定	備 考																																																																																						
P23	<p style="text-align: center;">表-2 排出ガス対策型機械（トンネル）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力 30 k w以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; color: red;"> <u>・ オフロード法の 2011 年基準適合表示又は 2011 年基準同等適合表示が付されているもの</u> <u>・ トンネル工事排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30 k w以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<u>・ オフロード法の 2011 年基準適合表示又は 2011 年基準同等適合表示が付されているもの</u> <u>・ トンネル工事排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</u>		<p style="text-align: center;">表-2 排出ガス対策型機械（トンネル）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力 30 k w以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; color: red;"> <u>下線部の削除</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30 k w以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<u>下線部の削除</u>		土木工事標準仕様書に合わせて改定																																																																										
	機 種	備 考																																																																																							
トンネル工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30 k w以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																																																																								
<u>・ オフロード法の 2011 年基準適合表示又は 2011 年基準同等適合表示が付されているもの</u> <u>・ トンネル工事排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</u>																																																																																									
機 種	備 考																																																																																								
トンネル工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30 k w以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																																																																								
<u>下線部の削除</u>																																																																																									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1) 地方自治法</td><td>(平成 28 年 3 月改正 法律第 21 号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(平成 26 年 8 月改正 法律第 69 号)</td></tr> <tr><td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</td></tr> <tr><td>(4) 労働基準法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)</td></tr> <tr><td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</td></tr> <tr><td>(6) 作業環境測定法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</td></tr> <tr><td>(7) じん肺法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)</td></tr> <tr><td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)</td></tr> <tr><td>(11) 中小企業退職金共済法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</td></tr> <tr><td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(平成 27 年 6 月改正 法律第 46 号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)</td></tr> <tr><td>(15) 道路交通法</td><td>(平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)</td></tr> <tr><td>(16) 道路運送法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(平成 28 年 3 月改正 法律第 13 号)</td></tr> <tr><td>(18) 砂防法</td><td>(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</td></tr> <tr><td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</td></tr> <tr><td>(21) 下水道法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</td></tr> <tr><td>(22) 航空法</td><td>(平成 27 年 9 月改正 法律第 67 号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 21 号)	(2) 建設業法	(平成 26 年 8 月改正 法律第 69 号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)	(4) 労働基準法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)	(5) 労働安全衛生法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)	(6) 作業環境測定法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)	(7) じん肺法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)	(8) 雇用保険法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)	(10) 健康保険法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)	(11) 中小企業退職金共済法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 46 号)	(14) 道路法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)	(15) 道路交通法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)	(16) 道路運送法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(17) 道路運送車両法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 13 号)	(18) 砂防法	(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	(19) 地すべり等防止法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(20) 河川法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	(21) 下水道法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	(22) 航空法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 67 号)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1) 地方自治法</td><td>(平成 28 年 12 月改正 法律第 101 号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(平成 26 年 8 月改正 法律第 69 号)</td></tr> <tr><td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</td></tr> <tr><td>(4) 労働基準法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)</td></tr> <tr><td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</td></tr> <tr><td>(6) 作業環境測定法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</td></tr> <tr><td>(7) じん肺法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(平成 28 年 8 月改正 法律第 63 号)</td></tr> <tr><td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(平成 28 年 11 月改正 法律第 84 号)</td></tr> <tr><td>(11) 中小企業退職金共済法</td><td>(平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号)</td></tr> <tr><td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)</td></tr> <tr><td>(15) 道路交通法</td><td>(平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)</td></tr> <tr><td>(16) 道路運送法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号)</td></tr> <tr><td>(18) 砂防法</td><td>(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</td></tr> <tr><td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</td></tr> <tr><td>(21) 下水道法</td><td>(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</td></tr> <tr><td>(22) 航空法</td><td>(平成 27 年 9 月改正 法律第 67 号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(平成 28 年 12 月改正 法律第 101 号)	(2) 建設業法	(平成 26 年 8 月改正 法律第 69 号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)	(4) 労働基準法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)	(5) 労働安全衛生法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)	(6) 作業環境測定法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)	(7) じん肺法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)	(8) 雇用保険法	(平成 28 年 8 月改正 法律第 63 号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)	(10) 健康保険法	(平成 28 年 11 月改正 法律第 84 号)	(11) 中小企業退職金共済法	(平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)	(14) 道路法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)	(15) 道路交通法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)	(16) 道路運送法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(17) 道路運送車両法	(平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号)	(18) 砂防法	(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	(19) 地すべり等防止法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(20) 河川法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	(21) 下水道法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	(22) 航空法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 67 号)
(1) 地方自治法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 21 号)																																																																																								
(2) 建設業法	(平成 26 年 8 月改正 法律第 69 号)																																																																																								
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)																																																																																								
(4) 労働基準法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)																																																																																								
(5) 労働安全衛生法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)																																																																																								
(6) 作業環境測定法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)																																																																																								
(7) じん肺法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)																																																																																								
(8) 雇用保険法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)																																																																																								
(9) 労働者災害補償保険法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)																																																																																								
(10) 健康保険法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)																																																																																								
(11) 中小企業退職金共済法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)																																																																																								
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)																																																																																								
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 46 号)																																																																																								
(14) 道路法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)																																																																																								
(15) 道路交通法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)																																																																																								
(16) 道路運送法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)																																																																																								
(17) 道路運送車両法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 13 号)																																																																																								
(18) 砂防法	(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)																																																																																								
(19) 地すべり等防止法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)																																																																																								
(20) 河川法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)																																																																																								
(21) 下水道法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)																																																																																								
(22) 航空法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 67 号)																																																																																								
(1) 地方自治法	(平成 28 年 12 月改正 法律第 101 号)																																																																																								
(2) 建設業法	(平成 26 年 8 月改正 法律第 69 号)																																																																																								
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)																																																																																								
(4) 労働基準法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)																																																																																								
(5) 労働安全衛生法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)																																																																																								
(6) 作業環境測定法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)																																																																																								
(7) じん肺法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)																																																																																								
(8) 雇用保険法	(平成 28 年 8 月改正 法律第 63 号)																																																																																								
(9) 労働者災害補償保険法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)																																																																																								
(10) 健康保険法	(平成 28 年 11 月改正 法律第 84 号)																																																																																								
(11) 中小企業退職金共済法	(平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号)																																																																																								
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)																																																																																								
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)																																																																																								
(14) 道路法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)																																																																																								
(15) 道路交通法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)																																																																																								
(16) 道路運送法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)																																																																																								
(17) 道路運送車両法	(平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号)																																																																																								
(18) 砂防法	(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)																																																																																								
(19) 地すべり等防止法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)																																																																																								
(20) 河川法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)																																																																																								
(21) 下水道法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)																																																																																								
(22) 航空法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 67 号)																																																																																								

章	現 行	改 定	備 考		
P24	(23) 公有水面埋立法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(23) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	土木工事標準仕様書に 合わせて改 定	
	(24) 軌道法	(平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号)	(24) 軌道法 (平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号)		
	(25) 森林法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(25) 森林法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)		
	(26) 環境基本法	(平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)	(26) 環境基本法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)		
	(27) 火薬類取締法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(27) 火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)		
	(28) 大気汚染防止法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号)	(28) 大気汚染防止法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号)		
	(29) 騒音規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(29) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
	(30) 水質汚濁防止法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(30) 水質汚濁防止法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)		
	(31) 湖沼水質保全特別措置法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(31) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
	(32) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(32) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)		
	(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号)	(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号)		
	(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(35) 文化財保護法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(35) 文化財保護法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(36) 砂利採取法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(36) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)		
	(37) 電気事業法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 47 号)	(37) 電気事業法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号)		
	(38) 消防法	(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(38) 消防法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)		
	(39) 測量法	(平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)	(39) 測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)		
	(40) 建築基準法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(40) 建築基準法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号)		
	(41) 都市公園法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(41) 都市公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(42) 電波法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)	(42) 電波法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)		
	(43) 計量法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(43) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(44) 著作権法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 46 号)	(44) 著作権法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)		
	(45) 都市計画法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(45) 都市計画法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号)		
	(46) 土地収用法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(46) 土地収用法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 76 号)		
	(47) 民法	(平成 25 年 12 月改正 法律第 94 号)	(47) 民法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 71 号)		
	(48) 最低賃金法	(平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(48) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)		
	(49) 職業安定法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)	(49) 職業安定法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)		
	(50) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	(50) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)		
	(51) 水道法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(51) 水道法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(52) 自然公園法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(52) 自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
		(中略)	(中略)		
	(59) 農薬取締法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(59) 農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
(60) 国等による環境物品等の調達に関する法律	(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(60) 国等による環境物品等の調達に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)			
(61) 河川法施行法	(平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(61) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)			
(62) 地方税法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 18 号)	(62) 地方税法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 101 号)			
(63) 技術士法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(63) 技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)			
(64) 厚生年金保険法	(平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)	(64) 厚生年金保険法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 84 号)			

章	現 行	改 定	備 考
第2章 事現場管理等安全管理 P29 P3 P5	<p>3) 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正法律第65号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>1) 請負人は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成21年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長及び総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月一部改正）及びJIS A（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。</p> <p>3) 請負人は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（平成24年2月27日総理府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>3) 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正法律第51号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>1) 請負人は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長及び総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月一部改正）及びJIS A（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。</p> <p>3) 請負人は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（平成28年7月15日総理府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	

章	現 行	備 考																																																																																																													
第 15 章工事 しゅん功 P2	<p style="text-align: center;">工事提出書類簡素化一覧表 (下水道管きょ工事 250万円超)</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月改定版</p> <p>工事書類の種別は以下のとおり</p> <p>① 別表1-1：検査時納品書類 ⇒ 設計図書に基づき、検査時に提出する書類、及び施工中に工事監督員の求めに応じて提示し、かつ検査時に提出する書類</p> <p>② 別表1-2：監督員が準備する書類 ⇒ 設計図書に基づき、着手前に工事監督員に提出すべき書類、及び事後に提出が必要な報告書等（検査時に工事監督員が準備する）</p> <p>③ 別表1-3：請負者手持ち資料 ⇒ 設計図書ならびに各種法令・指導要綱等に基づき作成するが、検査書類として提出義務の無い書類（検査時に原本の確認のみで事足りる書類）</p> <p>作成書類の確認方法種別は以下のとおり</p> <p>① 監督時確認書類 ⇒ 監督行為にて確認が必要な書類（検査時に必要な場合は確認を実施）</p> <p>② 監督時提出書類 ⇒ 監督行為の際に提出が必要とされている書類</p> <p>③ 検査時確認書類 ⇒ 検査時に必須な書類（監督行為でも確認を実施）</p> <p>注1)土木工事共通仕様書に基づいた一般的な土木工事の書類を示している。各発注部局毎の仕様書や特記仕様書等に基づき、必要のある場合は項目を追加できる。</p> <p>注2)書類名の選択△は双方の協議によるが、契約図書で指定しない場合は請負者の選択とする。</p> <p>注3)請負者の手持ち資料は、内容を確認できればよく過度な整理は不要とする。</p> <p>注4)工事監督員は請負者の負担軽減のため、提出済み書類の整理または電子データからの印刷製本は自ら行うなど、請負者に対して検査時に再整理させないよう努めること。</p> <p>注5)検査時納品書類②工事写真(ダイジェスト版)は、工事写真を電子納品とする場合にのみ作成する。 また、写真管理基準で規定されている「提出頻度」以下の写真枚数で作成することを基本とし、施工状況が段階的に確認できる程度の必要最小限とする。 なお「提出頻度」で全枚数と規定されている場合は「代表箇所各1枚」と読み替える。※工事写真ダイジェスト版の作成要領による。</p> <p>注6)電子納品を行う場合は、電子納品運用ガイドラインに基づき、電子納品チェックシート(参考資料1)により受発注者双方で確認の上、二重納品を避けること。</p> <p>注7)工事書類のファイルは、分冊せず、厚めのファイルにまとめてよい。</p> <p>(別表1-1)竣功時納品書類</p> <table border="1" data-bbox="278 953 2683 1717"> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th rowspan="3">書類作成 チェック</th> <th rowspan="3">書類名 (電子データ◎、紙■、選択△)</th> <th colspan="2">該当文書</th> <th colspan="3">書類作成の確認方法</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">仕様書</th> <th rowspan="2">監督時 確認書類</th> <th rowspan="2">監督時 提出書類</th> <th rowspan="2">検査時 確認書類</th> </tr> <tr> <th>土木共通</th> <th>下水道管きょ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">検査図書</td> <td></td> <td>① 出来形図</td> <td>■</td> <td>1-1-1-23</td> <td>1-1-24</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>※検査の迅速化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 工事写真(ダイジェスト版)</td> <td>■</td> <td>1-1-1-35-4-3</td> <td>1-1-25</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>・工事写真を電子納品しない場合は、ダイジェスト版の作成不要 ※検査の迅速化(工事写真ダイジェスト版の作成要領による)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 工事写真</td> <td>△</td> <td>1-1-1-35-4-3</td> <td>1-1-25</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>※設計図書(特記仕様書)により電子納品対象工事としている工事は、原則電子納品とする。 ※電子納品対象工事以外は、任意選択とする。(紙ベースも可)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">出来形管理</td> <td></td> <td>④ 出来形管理資料 ・出来形管理表(測定結果表) ・出来形管理図(ヒストグラム) ・その他(供試体等)</td> <td>△</td> <td>1-1-1-42</td> <td>1-1-42</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>※測定数10点未満は作成不要 ・設計図書(仕様書・特記仕様書)により提出することとなっている供試体等 ※舗装コアは不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ 品質管理資料 ・品質管理表(測定結果表) ・品質管理図(ヒストグラム、X管理図等)</td> <td>△</td> <td>1-1-1-42</td> <td>1-1-42</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>※点在する部分的な復旧等で、同一断面の舗装面積が50m²以下のもの、施工規模がごく小規模な工種は、工事の目的・機能を総合的に判断し、協議(施工協議等)により必須試験項目を省略出来る。(施工管理基準1 施工管理一般参照) ※測定数10点未満は作成不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥ 使用材料品質規格証明</td> <td>△</td> <td>1-2-2-1</td> <td>3-1-2</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>※事前に提出済みの資料を除く ※JIS製品の場合は、JISマーク表示の写真のみで可</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施工管理</td> <td></td> <td>⑦ 工事打合資料 ・工事施工協議簿(指示・協議・承諾)</td> <td>△</td> <td>1-1-1-6</td> <td>1-1-6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・様式87(従来様式) ※メール対応様式を併用する。(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※設計変更対応に伴う決裁印が必要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・工事施工協議簿(提出・報告・通知・届出)</td> <td></td> <td>1-1-1-6</td> <td>1-1-6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・メール対応様式(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※工事内容の変更対象と判断される場合、別途様式87で提出 ※メール対応様式により署名押印不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・休日、夜間作業届</td> <td></td> <td>1-1-1-40</td> <td>1-1-40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・メール対応様式 ※設計図書に施工時間の定めがなく、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・現場休工届</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・メール対応様式 ※年末年始、盆休暇などで、現場を休工する場合</td> </tr> </tbody> </table>	分類	書類作成 チェック	書類名 (電子データ◎、紙■、選択△)	該当文書		書類作成の確認方法			備 考	仕様書		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類	土木共通	下水道管きょ	検査図書		① 出来形図	■	1-1-1-23	1-1-24			○	※検査の迅速化		② 工事写真(ダイジェスト版)	■	1-1-1-35-4-3	1-1-25			○	・工事写真を電子納品しない場合は、ダイジェスト版の作成不要 ※検査の迅速化(工事写真ダイジェスト版の作成要領による)		③ 工事写真	△	1-1-1-35-4-3	1-1-25	○		○	※設計図書(特記仕様書)により電子納品対象工事としている工事は、原則電子納品とする。 ※電子納品対象工事以外は、任意選択とする。(紙ベースも可)	出来形管理		④ 出来形管理資料 ・出来形管理表(測定結果表) ・出来形管理図(ヒストグラム) ・その他(供試体等)	△	1-1-1-42	1-1-42			○	※測定数10点未満は作成不要 ・設計図書(仕様書・特記仕様書)により提出することとなっている供試体等 ※舗装コアは不要		⑤ 品質管理資料 ・品質管理表(測定結果表) ・品質管理図(ヒストグラム、X管理図等)	△	1-1-1-42	1-1-42			○	※点在する部分的な復旧等で、同一断面の舗装面積が50m ² 以下のもの、施工規模がごく小規模な工種は、工事の目的・機能を総合的に判断し、協議(施工協議等)により必須試験項目を省略出来る。(施工管理基準1 施工管理一般参照) ※測定数10点未満は作成不要		⑥ 使用材料品質規格証明	△	1-2-2-1	3-1-2	○		○	※事前に提出済みの資料を除く ※JIS製品の場合は、JISマーク表示の写真のみで可	施工管理		⑦ 工事打合資料 ・工事施工協議簿(指示・協議・承諾)	△	1-1-1-6	1-1-6				・様式87(従来様式) ※メール対応様式を併用する。(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※設計変更対応に伴う決裁印が必要		・工事施工協議簿(提出・報告・通知・届出)		1-1-1-6	1-1-6				・メール対応様式(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※工事内容の変更対象と判断される場合、別途様式87で提出 ※メール対応様式により署名押印不要		・休日、夜間作業届		1-1-1-40	1-1-40				・メール対応様式 ※設計図書に施工時間の定めがなく、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合		・現場休工届							・メール対応様式 ※年末年始、盆休暇などで、現場を休工する場合	工事管理室 様式に合わ せて修正
分類	書類作成 チェック				書類名 (電子データ◎、紙■、選択△)	該当文書		書類作成の確認方法			備 考																																																																																																				
						仕様書		監督時 確認書類	監督時 提出書類			検査時 確認書類																																																																																																			
		土木共通	下水道管きょ																																																																																																												
検査図書		① 出来形図	■	1-1-1-23	1-1-24			○	※検査の迅速化																																																																																																						
		② 工事写真(ダイジェスト版)	■	1-1-1-35-4-3	1-1-25			○	・工事写真を電子納品しない場合は、ダイジェスト版の作成不要 ※検査の迅速化(工事写真ダイジェスト版の作成要領による)																																																																																																						
		③ 工事写真	△	1-1-1-35-4-3	1-1-25	○		○	※設計図書(特記仕様書)により電子納品対象工事としている工事は、原則電子納品とする。 ※電子納品対象工事以外は、任意選択とする。(紙ベースも可)																																																																																																						
出来形管理		④ 出来形管理資料 ・出来形管理表(測定結果表) ・出来形管理図(ヒストグラム) ・その他(供試体等)	△	1-1-1-42	1-1-42			○	※測定数10点未満は作成不要 ・設計図書(仕様書・特記仕様書)により提出することとなっている供試体等 ※舗装コアは不要																																																																																																						
		⑤ 品質管理資料 ・品質管理表(測定結果表) ・品質管理図(ヒストグラム、X管理図等)	△	1-1-1-42	1-1-42			○	※点在する部分的な復旧等で、同一断面の舗装面積が50m ² 以下のもの、施工規模がごく小規模な工種は、工事の目的・機能を総合的に判断し、協議(施工協議等)により必須試験項目を省略出来る。(施工管理基準1 施工管理一般参照) ※測定数10点未満は作成不要																																																																																																						
		⑥ 使用材料品質規格証明	△	1-2-2-1	3-1-2	○		○	※事前に提出済みの資料を除く ※JIS製品の場合は、JISマーク表示の写真のみで可																																																																																																						
施工管理		⑦ 工事打合資料 ・工事施工協議簿(指示・協議・承諾)	△	1-1-1-6	1-1-6				・様式87(従来様式) ※メール対応様式を併用する。(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※設計変更対応に伴う決裁印が必要																																																																																																						
		・工事施工協議簿(提出・報告・通知・届出)		1-1-1-6	1-1-6				・メール対応様式(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※工事内容の変更対象と判断される場合、別途様式87で提出 ※メール対応様式により署名押印不要																																																																																																						
		・休日、夜間作業届		1-1-1-40	1-1-40				・メール対応様式 ※設計図書に施工時間の定めがなく、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合																																																																																																						
		・現場休工届							・メール対応様式 ※年末年始、盆休暇などで、現場を休工する場合																																																																																																						

第 15 章工事
しゅん功
P2

工 事 書 類 簡 素 化 一 覧 表

工事書類の種別は以下のとおり

- ①別表 1-1：検査時納品書類 ⇒ 設計図書に基づき、検査時に提出する書類、及び施工中に工事監督員の求めに応じて提示し、かつ検査時に提出する書類
- ②別表 1-2：監督員が準備する書類 ⇒ 設計図書に基づき、着手前に工事監督員に提出すべき書類、及び事後に提出が必要な報告書等（検査時に工事監督員が準備する）
- ③別表 1-3：請負者手持ち資料 ⇒ 設計図書ならびに各種法令・指導要綱等に基づき作成するが、検査書類として提出義務の無い書類（検査時に原本の確認のみで事足りる）

作成書類の確認方法種別は以下のとおり

- ① 監督時確認書類 ⇒ 監督行為にて確認が必要な書類（検査時に必要な場合は確認を実施）
- ② 監督時提出書類 ⇒ 監督行為の際に提出が必要とされている書類
- ③ 検査時確認書類 ⇒ 検査時に必須な書類（監督行為でも確認を実施）

- 注1) 土木工事共通仕様書に基づいた一般的な土木工事の書類を示している。各発注部局毎の仕様書や特記仕様書等に基づき、必要のある場合は項目を追加できる。
- 注2) 書類名の選択△は双方の協議によるが、契約図書で指定しない場合は請負者の選択とする。
- 注3) 請負者の手持ち資料は、内容を確認できればよく過度な整理は不要とする。
- 注4) 工事監督員は請負者の負担軽減のため、提出済み書類の整理または電子データからの印刷製本は自ら行うなど、請負者に対して検査時に再整理をさせないよう努めること。
- 注5) 検査時納品書類②工事写真(ダイジェスト版)は、工事写真を電子納品とする場合にのみ作成する。
また、写真管理基準で規定されている「提出頻度」以下の写真枚数で作成することを基本とし、施工状況が段階的に確認できる程度の必要最小限とする。
なお「提出頻度」で全枚数と規定されている場合は「代表箇所各1枚」と読み替える。※工事写真ダイジェスト版の作成要領による。
- 注6) 電子納品を行う場合は、電子納品運用ガイドラインに基づき、電子納品チェックシート（参考資料1）により受発注者双方で確認の上、二重納品を避けること。

(別表 1-1) 検査時納品書類 (1/2)

分 類	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備 考	該当根拠
		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
検査図書	① 出来形図	■		○	※検査の迅速化	土木工事共通仕様書1-1-1-23 1-1-24
	② 工事写真(ダイジェスト版)	■		○	・工事写真を電子納品しない場合は、ダイジェスト版の作成不要 ※検査の迅速化(工事写真ダイジェスト版の作成要領による)	土木工事共通仕様書施工管理一般1-8 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準 1-1-25
	③ 工事写真	△	○	○	※設計図書(特記仕様書)により電子納品対象工事としている工事は、原則電子納品とする。 ※電子納品対象工事以外は、任意選択とする。(紙ベースも可)	土木工事共通仕様書施工管理一般1-8 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準 土木工事共通仕様書1-1-1-35-4-3 1-1-25
出来形管理	④ 出来形管理資料 ・出来形管理表(測定結果表) ・出来形管理図(ヒストグラム等) ・その他(供試体等)	△		○	※測定数10点未満は作成不要 ・設計図書(仕様書・特記仕様書)により提出することとなっている供試体等 ※舗装コアは提出不要	土木工事共通仕様書1-1-1-42 土木工事施工管理基準 1 施工管理一般 土木工事施工管理基準 2 出来形管理基準 1-1-42
	品質管理	⑤ 品質管理資料 ・品質管理表(測定結果表) ・品質管理図(ヒストグラム、X管理図等)	△		○	※点状する部分的な復旧等で、同一断面の舗装面積が50m2以下のもの、施工規模がごく小規模な工種は、工事の目的・機能を総合的に判断し、協議(施工協議簿)により必須試験項目を省略出来る。(施工管理基準 1 施工管理一般参照) ※測定数10点未満は原則作成不要
	⑥ 使用材料品質規格証明	△	○	○	※事前に提出済みの資料を除く ※JIS製品の場合は、JISマーク表示の写真のみで可	土木工事共通仕様書1-2-2-1 3-1-2

工事管理室
様式に合わ
せて修正

章	現 行							備 考	
	分 類	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備 考	該当根拠		下水道管きよ 工事仕様書
			監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類				
第 15 章 工事 しゅん功 P3	施工管理	㉞ 工事打合資料	△	○	○				
		・工事施工協議簿(指示・協議・承諾)				・様式87(従来様式) ※メール対応様式を併用する。(監督員に提出済みの資料添付は不要)	土木工事共通仕様書1-1-1-6 設計変更対応に伴う洗刷印が必要	1-1-6	
		・工事施工協議簿(提出・報告・通知・届出)				・メール対応様式(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※工事内容の変更対象と判断される場合、別途様式87で提出	土木工事共通仕様書1-1-1-6 ※メール対応様式により署名押印不要	1-1-6	
		・休日、夜間作業届				・メール対応様式 ※設計図書に施工時間の定めがなく、管公庁の休日又は夜間に作業を行う場合	土木工事共通仕様書1-1-1-40	1-1-40	
		・現場休工届				・メール対応様式 ※年末年始、冬休暇などで、現場を休工する場合			
		㉟ 段階確認・立会資料	△	○	○				
		・段階確認簿				・メール対応様式 ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要 工事監督員が臨場した場合の状況写真は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-23 【用語の定義】 土木工事共通仕様書1-1-1-2 23立会、24段階確認を参照	1-1-23	
		・立会簿				・メール対応様式 ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要			
		㊱ 材料確認簿	△	○	○	・メール対応様式 ※提出済みの資料添付は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-22 土木工事共通仕様書1-2-2-1 視約約款 第13条 第2項	3-1-2	
		㊲ 使用材料集計表	△		○	・一覧表のみ ※設計数量と対比し、比率を表示	土木工事共通仕様書1-1-1-23準拠		
	㊳ 社内検査記録簿	△	○	○	・検査実施一覧表、検査実施報告書、検査状況写真添付 ※検査日毎に作成し、現場への指示内容等があれば記載する。 ※検査の都度、監督員へ報告すること、メール(施工協議簿)対応とする。	土木工事共通仕様書1-1-1-46	1-1-46		
	安全管理	㊴ 安全訓練・教育実施状況報告書	△	○		・実施状況のわかる日報形式、参加者名簿、状況写真添付 ※安全教育資料等の添付は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-31-10	2-4-1	
		㊵ 警備日報	△	○		・月報形式の一覧のみ(現場作業内容、天候を記入) ※警備伝票等は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-37 特記仕様書		
	その他	㊶ 現場環境改善等実施書	△	○	○	※支障がある場合	特記仕様書	13-1-1	
		㊷ 工事安全性・創意工夫・社会性等に関する	△	○		※支障がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-52	1-1-51	

工事管理室
様式に合わ
せて修正

章	改 定						備 考
	分 類	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備 考	
第 15 章工事 しゅん功 P3		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類			下水道管きよ 工事仕様書
(別表 1-1) 検査時納品書類 (2/2)							
施工管理	⑦ 工事打合資料	△	○	○			
	・工事施工協議簿(指示・協議・承諾)				・様式87(従来様式) ※メール対応様式を併用する。(監督員に提出済みの資料添付は不要)	土木工事共通仕様書1-1-1-6 設計変更対応に伴う決裁印が必要	1-1-6
	・工事施工協議簿(提出・報告・通知・届出)				・メール対応様式(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※工事内容の変更対象と判断される場合、別途様式87で提出	土木工事共通仕様書1-1-1-6 ※メール対応様式により署名押印不要	1-1-6
	・休日、夜間作業届				・メール対応様式 ※設計図書に施工時間の定めがなく、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合	土木工事共通仕様書1-1-1-40	1-1-40
	・現場休工届				・メール対応様式 ※年末年始、盆休暇などで、現場を休工する場合		
	⑧ 段階確認・立会資料	△	○	○			
	・段階確認簿				・メール対応様式 ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要 工事監督員が臨場した場合の状況写真は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-22 【用語の定義】 土木工事共通仕様書1-1-1-2 23立会、24段階確認を参照	1-1-23
	・立会簿				・メール対応様式 ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要		
	⑨ 材料確認簿	△	○	○	・メール対応様式 ※提出済みの資料添付は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-22 土木工事共通仕様書1-2-2-1 契約約款 第13条 第2項	3-1-2
	⑩ 使用材料集計表	△		○	・一覧表のみ ※設計数量と対比し、比率を表示	土木工事共通仕様書1-1-1-23準拠	
⑪ 社内検査記録簿	△	○	○	・検査実施一覧表、検査実施報告書、検査状況写真添付 ※検査日毎に作成し、現場への指示内容等があれば記載する。 ※検査の都度、監督員へ報告すること。メール(施工協議簿)対応とする。	土木工事共通仕様書1-1-1-46	1-1-46	
安全管理	⑫ 安全訓練・教育実施状況報告書	△	○		・実施状況のわかる日報形式、参加者名簿、状況写真添付 ※安全教育資料等の添付は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-31-10	2-4-1
	⑬ 警備日報	△	○		・月報形式の一覧のみ(現場作業内容、天候を記入) ※警備伝票等は不要	土木工事共通仕様書1-1-1-37 特記仕様書	
その他	⑭ 現場環境改善等実施書	△	○	○	※実施がある場合	特記仕様書	13-1-1
	⑮ 工事特性・創意工夫・社会性等に関する	△	○		※実施がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-52	1-1-51

工事管理室
様式に合わ
せて修正

章	現 行										備 考
	分 類	書類作成 チェック	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△)		該当文書 仕様書		書類作成の確認方法			備 考	
			①	②	土木共通	下水道管きよ	監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
第 15 章工事 しゅん功 P4	(別表1-2) 監督員が準備する書類(監督員に提出済みの資料)										
	契約図書類		①	工事原簿 ・設計図書 ・工事着手届 ・変更設計図書 ・請書 ・承諾書(部分使用) ・部分検査願、臨時検査願 ・しゅん功届	■ ■						
施工計画		②	施工計画書 ・工事概要 ・計画工程表 ・現場組織表 ・指定機械 ・主要資材 ・施工方法 ・施工管理計画 ・品質マネジメントシステムに基づく品質計画書 ・社内検査 ・緊急時の体制及び対応 ・安全管理 ・交通管理 ・環境対策 ・現場作業環境の整備 ・建設副産物の適正処理計画 ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・その他(法的届出書) ・その他(埋設物等確認書) ・その他(官公庁への手続き等) ・その他(イメージアップ計画書) ・その他(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施計画書) ・架設計画書(施工計画書に追記)	△ ■	1-1-1-5	1-1-5	1-1-1-27 1-1-1-25 1-1-1-26	1-1-26		○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・変更分を随時提出する。 ※軽微な変更(数量の僅かな増減等)で計画に大きく影響の無い場合、変更計画書の提出不要 ※現場着手日を明記 ※施工体系図は添付不要(施工体制台帳に統一) ※排出ガス対策型建設機械指定要領等に基づく指定表等に記載されている機械の場合、パンフレット・車検査等の証明書類を重複添付しない。指定機械は現場搬入状況写真を事後提出 ※品質、規格等の確認、指定材料を明記 ※海外製品とJIS製品の明記をお願いします。 ※主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む ・立会、段階確認内容・時期 ・品質・出来型・写真管理の項目、基準、方法 ※ISO9001適用を希望する工事の場合(ISO9001認証関係書類を添付) ・検査計画(項目及び内容) ・社内検査員の指定 ※安全訓練等の実施計画書を含む ※産廃の処分・収集運搬契約書(自社運搬以外の場合)、処理業許可書の写しを添付 ※クレダデータを別途メール対応様式(提出)に添付して送付。 ・道路使用許可書、騒音・振動作業、廃棄物(PCB等)の届出等 ・下水、水道、ガス、電気、NTT、その他埋設ケーブル等 ※記載内容を事前に工事監督員にメール対応様式(報告)で送付 ※許可、承諾等は施工計画書に添付 ※実施する場合に事前提出 ※実施する場合に事前提出 ※鋼橋の架設、コンクリート橋(堰の管理橋を含む)の架設又は鋼製シェッドの架設がある場合 ※設計図書に示した場合、又は工事監督員の承諾を得た場合、項目の全部又は一部を省略可
		③	再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書	△ ■	1-1-1-21	1-1-21				○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ※施工計画書に追加掲載する。 ※クレダデータを別途メール対応様式(提出)に添付して送付 ※監督員は、産業廃棄物管理表(マニフェスト)との整合を確認

第 15 章 工事
しゅん功
P4

工事管理室
様式に合わ
せて修正

(別表 1-2) 監督員が準備する書類 (1/2) (監督員に提出済みの資料)

分 類	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△) 書類の種別は①監督員提出時 書類の種別は②検査時(監督員が作成)	作成書類の確認方法			備 考	該当根拠	
		①	②	監督時 確認書類		監督時 提出書類	検査時 確認書類
契約図書類	① 工事原議	■	■				
	・設計図書					・発注図、特記仕様書、数量表等	
	・工事着手届				○	・現場代理人等指定通知書 ・工事工程表	契約規則第39条、契約約款第10条1項、第3条1項
	・変更設計図書					※該当がある場合	
	・請書				○	※該当がある場合(工期に変更がある場合は変更工程表) ※該当がある場合(解体・再資源化に変更がある場合は「契約書別紙」(様式2))	契約約款第24条3項、第3条1項 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用を受ける工事の契約事務の取扱いについて」
	・承諾書(部分使用)				○	※該当がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-27
	・部分検査願、臨時検査願等				○	※該当がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-25 土木工事共通仕様書1-1-1-26
・しゅん功届				○		1-1-26	
施工計画	② 施工計画書	△	■		○	・変更分を随時提出する。 ※軽微な変更(数量の僅かな増減等)で計画に大きく影響ない場合、変更計画書の提出不要	土木工事共通仕様書1-1-1-5
	・工事概要						
	・計画工程表					※現場着手日を明記	土木工事共通仕様書1-1-1-2-30
	・現場組織表					※施工体系図は添付不要(施工体制台帳に統一)	
	・指定機械					※排出ガス対策型建設機械指定要領等に基づく指定表等に記載されている機械の場合、パンフレット・車検証等の証明書類を重複添付しない。指定機械は現場搬入状況写真を事後提出	土木工事共通仕様書1-1-1-35
	・主要資材					※品質、規格等の確認、指定材料を明記 ※海外製品とJIS製品について明記する	土木工事共通仕様書1-1-1-5 土木工事共通仕様書1-2-2-1
	・施工方法					※主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む	土木工事共通仕様書1-1-1-5
	・施工管理計画					・立会、段階確認内容・時期 ・品質・出来形・写真管理の項目、基準、方法	土木工事共通仕様書1-1-1-22
	・品質マネジメントシステムに基づく ・品質計画書					※ISO9001適用を希望する工事の場合(ISO9001認証関係書類を添付)	土木工事共通仕様書1-1-1-55
	・社内検査					・検査計画(項目及び内容) ・社内検査員の指定	土木工事共通仕様書1-1-1-46
	・緊急時の体制及び対応						土木工事共通仕様書1-1-1-31
	・安全管理					※安全訓練等の実施計画書を含む	土木工事共通仕様書1-1-1-30 土木工事共通仕様書1-1-1-31
	・交通管理					※資材等の過積載防止対策を含む	土木工事共通仕様書1-1-1-37
	・環境対策						土木工事共通仕様書1-1-1-35
	・現場作業環境の整備						土木工事共通仕様書1-1-1-31
・建設副産物の適正処理計画					※産廃の処分・収集運搬契約書(自社運搬以外の場合)、処理業許可書の写しを添付	土木工事共通仕様書1-1-1-21	
・再生資源利用計画書 ・及び再生資源利用促進計画書					※COBRIS等データを別途メール対応様式(提出)に添付して送付	土木工事共通仕様書1-1-1-21	
・コンクリート主桁製作計画書					※コンクリート橋上部(主桁製作)工事の場合に追加記載	土木工事共通仕様書1-1-1-5	

章	現 行										備 考
第 15 章 工事 しゅん功 P5	(別表1-2) 監督員が準備する書類 (監督員に提出済みの資料)										工事管理室 様式に合わ せて修正
分 類	書類作成 チェック	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△) 書類の種類は①監督員提出時 書類の種類は②検査時(監督員が作成)	①	②	該当文書 仕様書		書類作成の確認方法			備 考	
					土木共通	下水道管きよ	監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
施工管理	④	工事工程月報(履行報告)	△	■	1-1-1-29	1-1-32		○		*工事施工前1ヵ月分 ※実施工程表に進捗状況を記入	
	⑤	施工体制台帳(体系図含む)	△	■	1-1-1-13	1-1-14		○	○	*全ての工事対象(土木)、当初・追加・変更 ※溶接・塗装・警備等に関する資格・経験要件がある場合の資料を添付 ※参考資料2:施工体制台帳作成のポイントを参照	
	⑥	共同企業体構成表	△	■	1-1-1-13			○		*運営委員会及び工事事務所の組織、人員配置等を記載 ※施工体制台帳に添付する。	
	⑦	土砂搬入搬出連絡表(サンドライド・下水道再生土等)	△	—				○		※様式は監督員から受領	
品質管理	⑧	材料品質管理 下水道用資器材使用届 海外建設資材品質審査証明書 指定材料品質証明・試験結果	△	■	1-2-2-1	3-1-2 3-2-1		○	○	※海外のJIS表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合に提出する。 ※設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果、見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料(JISマーク表示品を除く)	
安全管理	⑨	事故報告書	△	■	1-1-1-34	1-1-34		○		※該当がある場合	
	⑩	火薬類使用計画書	△	■	1-1-1-32	2-3-8		○		※該当がある場合	
支給品	⑪	支給材料関係書類	△	■	1-1-1-19			○		※該当がある場合	
発生品	⑫	工事現場発生品調査関係書類	△	■	1-1-1-20	1-1-20		○		※該当がある場合	
	⑬	アスファルト廃材搬入申込書	△	■	1-1-1-21	参考資料		○		※該当がある場合 ※工事監督員が写しを添付	
その他	⑭	設計図書の照査資料	△	■	1-1-1-3	1-1-3		○		※契約約款第18条第1項(1)～(5)に該当がある場合	
	⑮	測量成果簿(用地幅杭、工事中多角点、仮BM等)	△	■	1-1-1-41	1-1-41		○		*必要に応じて用地幅杭の保全状況等の写真を撮影する ※設計図書の数値と測量結果に差異がある場合は監督員の指示を受ける	
	⑯	工事カルテ登録内容確認書 登録のための確認のお願い(写し)	△	■	1-1-1-7	1-1-7		○	○	*500万円以上の工事は、受注・訂正・変更(変更が竣工日の10日以内の場合は不要)・竣工時 ※メールで送付し、監督員が印刷、施工計画書に添付する。※札幌市独自ルール	
	⑰	施工管理関係資料一式	△	■				○		※施工管理関係で添付された資料がある場合 (施工協議簿資料、竣功確認・立会資料、材料確認資料等)	
	⑱	「市民の声」整理表	△	■	1-1-1-39			○		※地域住民との交渉は事前に監督員に報告 ※交渉経過を監督員にメール対応様式(報告)で送付	
	⑲	各種調査表(各種台帳類)	△	■	1-1-1-15			○		※該当がある場合(労務費調査、国の施工動向調査等)	
	⑳	工事の一時中止に伴う基本計画書	△	■	1-1-1-16			○		※工事が一時中止となる場合 ※中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出	
	21	総合評価提案内容チェックシート	△	■				○		※入札方式が総合評価方式の場合で請負者の提案した技術提案(VE提案)がある場合 ※該当工事の場合、請負者が作成し監督員が記入	

改 定

章	分類	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△) 書類の種別は①監督員提出時 書類の種別は②検査時(監督員が作成)	作成書類の確認方法			備 考	該当根拠				
			①	②	監督時 確認書類		監督時 提出書類	検査時 確認書類	下水道管きよ 工事仕様書		
第 15 章 工事 しゅん功 P5	施工計画	② 施工計画書	△	■		○	○	・変更分を随時提出する。 ※軽微な変更(数量の僅かな増減等)で計画に大きく影響ない場合、変更計画書の提出不要	土木工事共通仕様書1-1-1-5	1-1-5	
		・その他(法的届出書)							・道路使用許可書、騒音・振動作業(様式あり)、廃棄物(PCB等)の届出等	土木工事共通仕様書1-1-1-31、1-1-1-39	
		・その他(埋設物等確認書)							・下水、水道、ガス、電気、NTT、その他埋設ケーブル等	土木工事共通仕様書1-1-1-31、1-1-1-39	
		・その他(官公庁への手続等)							※記載内容を事前に監督員にメール対応様式(報告)で送付 ※許可、承諾等は施工計画書に添付	土木工事共通仕様書1-1-1-39	
		・その他(現場環境改善等計画書)							※実施する場合に事前提出	特記仕様書による 土木工事共通仕様書1-1-1-31-9	
		・その他(工事特性・創意工夫・社会性 等に関する実施計画書)							※実施する場合に事前提出	土木工事共通仕様書1-1-1-52	
		・架設計画書(施工計画書に追記)							※鋼橋の架設、コンクリート橋(堰の管理橋を含む)の架設又は鋼製シェッドの架設がある場合 ※設計図書に示した場合、又は工事監督員の承諾を得た場合、項目の全部又は一部を省略可	土木工事共通仕様書1-1-1-5	
		③ 再生資源利用実施書 及び再生資源利用促進実施書	△	■		○	○		※施工計画書に追加掲載する。 ※COBRIS等データを別途メール対応様式(提出)に添付して送付 ※監督員は産業廃棄物管理表(マニフェスト)との整合を確認	土木工事共通仕様書1-1-1-21	
	施工管理	④ 工事工程月報(履行報告)	△	■		○			・工事施工前1ヵ月分 ※実施工程表に進捗状況を記入	契約約款第11条、 土木工事共通仕様書1-1-1-29 土木工事施工管理基準 1 施工管理一般1-9	1-1-32
		⑤ 施工体制台帳(体系図含む)	△	■		○	○		・全ての工事対象(土木)、当初・追加・変更	建設業法第24条の7、適正化法第15条 土木工事共通仕様書1-1-1-13 施工体制台帳作成のポイントを参照	1-1-14
		⑥ 共同企業体編成表	△	■		○			・運営委員会及び工事事務所の組織、人員配置等を記載 ※共同企業体協定書の写しと共に、施工体制台帳に添付する	土木工事共通仕様書1-1-1-13	
	品質管理	⑦ 材料品質管理 海外建設資材品質審査証明書	△	■		○	○		※海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合に提出する。 ※設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果、見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料(JISマーク表示品を除く)	土木工事共通仕様書1-2-2-1 土木工事共通仕様書1-3-6-2アスファルト舗装 の材料	3-1-2
		指定材料品質証明・試験結果									3-2-1
		下水道用資器材使用届									
	安全管理	⑧ 事故報告書	△	■		○			※該当がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-34	1-1-34
		⑨ 火薬類使用計画書	△	■		○			※該当がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-32	2-3-8
	支給品	⑩ 支給材料関係書類	△	■		○			※該当がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-19	
	発生品	⑪ 工事現場発生品調査関係書類	△	■		○			※該当がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-20	1-1-20
		⑫ アスファルト廃材搬入申込書	△	■		○			※該当がある場合 ※監督員が写しを添付	土木工事共通仕様書1-1-1-21ほか	参考資料
	その他	⑬ 設計図書の照査資料	△	■		○			※契約約款第18条第1項(1)～(5)に該当がある場合	土木工事共通仕様書1-1-1-3	1-1-3
		⑭ 測量成果簿 (用地幅杭、工所用多角点、仮BM等)	△	■		○			・必要に応じて用地幅杭の保全状況等の写真を撮影する ※設計図書の数値と測量結果に差異がある場合は監督員の指示を受ける	土木工事共通仕様書1-1-1-41	1-1-41
⑮ 工事カルテ登録内容確認書 登録のための確認のお願い(写し)		△	■		○	○		・500万円以上の工事は、受注・訂正・変更(変更が竣工日の10日以内の場合は不要)・竣工時 ※メールで送付し、監督員が印刷、施工計画書に添付する。※札幌市独自ルール	土木工事共通仕様書1-1-1-7	1-1-7	
⑯ 施工管理関係資料一式		△	■		○			※施工管理関係で添付された資料がある場合 (施工協議簿資料、段階確認・立会資料、材料確認資料等)			
⑰ 「市民の声」整理表		△	■		○			※地域住民との交渉は事前に監督員に報告 ※交渉経過を監督員にメール対応様式(報告)で送付	土木工事共通仕様書1-1-1-39		
⑱ 各種調査票(各種台帳類)		△	■		○			※該当がある場合(労務費調査、国の施工動向調査等)	土木工事共通仕様書1-1-1-15		
⑲ 工事の一時中止に伴う基本計画書		△	■		○			※工事が一時中止となる場合 ※中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出	土木工事共通仕様書1-1-1-16		
⑳ 総合評価提案内容チェックシート		△	■		○			※入札方式が総合評価方式の場合で請負者の提案した技術提案(VE提案)がある場合 ※該当工事の場合請負者が作成し、監督員が記入			
		㉑ 土砂搬入搬出連絡表(サンドライド・下水道再生土等)	△	-		○					

備考
工事管理室
様式に合わ
せて修正

章	現 行										備 考
	分類	書類作成 チェック	書類名 (電子データ◎、紙■、選択△)	該当文書		書類作成の確認方法			備 考		
				仕様書		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類			
				土木共通	下水道管きよ						
第 15 章工事 しゅん功 P6	施工管理		① 下請の検査・検収資料	△		1-1-12	○		○	※元請負人は下請負人から完成通知を受けた時は20日以内で、かつできる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。(下請からの完成通知や引渡しの申し出など口頭でも足りるが、後日の紛争防止のため、書面で行った方がよい) ※帳簿記載事項に検査の完了と目的物を引渡しをした年月日を記載する必要がある。	
			② 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	■	1-1-1-21	1-1-21	○		○	・E票(間に合わない場合はD票)及び計量伝票 ※監督員は再生資源利用促進実施書と整合を確認 ※排出事業者は5年間の保存義務、コピーの提出不要	
			③ 建造共制度資料(写し)	■		1-1-45	○		○	・契約担当課に直接提出する場合は、写しを手持ち資料とする。 ※以下の書類が監督員に提出された場合、監督員は契約担当課へ送付すること。 この場合、監督員が写しを取り、提出済み書類として、検査時に持参すること。	
			・建造共掛金収納書届		1-1-1-45					・様式5	
			・建造共証紙貼付実績書							・別記様式1	
			・建造共掛金収納書に係る申出書							※手帳の写しは不要	
	④ 使用材料集計資料	■					○		・指定材料の納品伝票・出荷証明等(過度な整理は不要)		
	⑤ 運営委員会開催報告書	△	1-1-1-13		○		○	※共同企業体の場合			
	安全管理		⑥ 安全訓練・教育資料	△	1-1-1-30 1-1-1-31		○				
			・安全訓練、教育実施			2-4-1					
			・災害防止協議会								
			・安全巡視								
			・店社/パトロール								
			・TBM、KY								
			・新規入場者教育								
⑦ 安全管理資料	△	1-1-1-37		○							
・保安施設											
・使用機械点検記録											
・使用機械車検証											
・各種免許証、資格者証											
・仮設施設点検記録											
・過積載防止対策			2-3-1			○	・施工計画書記載の過積載防止対策について、実施状況を確認				
・ライフライン事故防止対策											
工程管理		⑧ 作業日報	△				○				
その他											

工事管理室
様式に合わ
せて修正

章	分類	書 類 名 (電子データ◎、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備 考	該当根拠	
			監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		下水道管きよ 工事仕様書	
第 15 章工事 しゅん功 P6	施工管理	① 下請の検査・検取資料	△	○	○	※元請負人は下請負人から完成通知を受けた時は20日以内で、かつできる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。(下請からの完成通知や引渡しの申し出など口頭でも足りるが、後日の紛争防止のため、書面で行った方が良い) ※帳簿記載事項に検査の完了と、目的物の引渡しをした年月日を記載する必要がある。	建設業法第26条 建設業法施行規則第26条に規定する帳簿記載事項 ・建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日 ・当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日	1-1-12
		② 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	■	○	○	・E票(間に合わない場合はD票)及び計量伝票 ※監督員は再生資源利用促進実施書との整合を確認	土木工事共通仕様書1-1-1-21 ※排出事業者による5年間の保存義務、コピーの提出不要。	1-1-21
		③ 建退共制度資料(写し)	■	○	○	・契約担当課に直接提出する場合は、写しを手持ち資料とする。 ※以下の書類が監督員に提出された場合、監督員は契約担当課へ送付すること。 この場合、監督員が写しを取り、提出済み書類として、検査時に持参すること。	札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱第10条の2	1-1-45
		・建退共掛金収納書届				・建退共様式01	土木工事共通仕様書1-1-1-45 指導要綱第10条の2(1)	
		・建退共証紙貼付実績書				・建退共様式03「別記様式1」 ※手帳の写しは不要	指導要綱第10条の2(2)	
		・建退共掛金収納書に係る申出書				・建退共様式02(社内規定、中退共等に加入の場合は証明書を添付)	指導要綱第10条の2(1)	
		・収納書提出期限延長申出書				・建退共様式04 ※該当がある場合	指導要綱第10条の2(1)	
		④ 使用材料集計資料	■	○		・指定材料の納品伝票・出荷証明等(過度な整理は不要)		
		⑤ 運営委員会開催報告書	△	○	○	※共同企業体の場合	土木工事共通仕様書1-1-1-13	
		安全管理	⑥ 安全訓練・教育資料	△	○			土木工事共通仕様書1-1-1-30 土木工事共通仕様書1-1-1-31
	・安全訓練、教育実施							2-4-1
	・災害防止協議会							
	・安全巡視							
	・店社パトロール							
	・TBM、KY							
	・新規入場者教育							
	⑦ 安全管理資料		△	○			土木工事共通仕様書1-1-1-37	
	・保安施設							
	・使用機械点検記録							
	・使用機械車検証							
・各種免許証、資格者証								
・仮設施設点検記録								
・過積載防止対策			○	・施工計画書記載の過積載防止対策について、実施状況を確認		2-2-1		
・ライフライン事故防止対策								
工程管理	⑧ 作業日報	△	○					
その他								

工事管理室
様式に合わせ
て修正

章	現 行	改 定	備 考																																				
第16章 施 下水道管きよ 工事施工管理 基準等 P29 P38	<table border="1" data-bbox="261 205 1463 510"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>備考</th> <th>試験成績表等による確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)</td> <td>施工</td> <td>必須</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>「コンクリートの耐久性等向上」</td> <td>原則 0.3kg/m³ 以下</td> <td> コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JIS C-5502:2003)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、地盤工(高さ1.0m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="326 562 519 594">(2) 撮影方法</p> <p data-bbox="326 611 1472 730"> 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板(65 cm×50 cm)を文字が判読できるよう被写体とともに写しこみ、状況、場所、時期、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとし、撮影方法の詳細については、工事監督員と協議するものとする。 </p>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認	1セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性等向上」	原則 0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JIS C-5502:2003)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、地盤工(高さ1.0m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			<table border="1" data-bbox="1492 205 2724 510"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>備考</th> <th>試験成績表等による確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)</td> <td>施工</td> <td>必須</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>「コンクリートの耐久性等向上」</td> <td>原則 0.3kg/m³ 以下</td> <td> コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JIS C-5502:2003)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、地盤工(高さ1.0m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1558 562 1751 594">(2) 撮影方法</p> <p data-bbox="1558 611 2733 730"> 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこみ、状況、場所、時期、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとし、撮影方法の詳細については、工事監督員と協議するものとする。 </p> <p data-bbox="2033 743 2196 774" style="color: red;">下線部の削除</p>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認	1セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性等向上」	原則 0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JIS C-5502:2003)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、地盤工(高さ1.0m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			<p data-bbox="2754 205 2887 279">試験規格の修正</p> <p data-bbox="2754 562 2887 682">小黒板のサイズ指定を廃止</p>
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認																															
1セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性等向上」	原則 0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JIS C-5502:2003)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、地盤工(高さ1.0m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)																																	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認																															
1セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性等向上」	原則 0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JIS C-5502:2003)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、地盤工(高さ1.0m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)																																	